

# HLSシリーズソフトウェア ライセンス使用許諾契約書

ご使用前に必ず以下の使用許諾契約書のお読みください。

## 【対象製品】

**HLS-CPD500/IT: Hivertec CPDシリーズボード INtime用ソフトウェアパッケージ**

ソフトウェア製品(デバイスドライバー、API関数(ドライバー関数、ライブラリー関数)、サンプルプログラム、専用ツール、ユーザズマニュアル)に付属する一切のソフトウェアやドキュメントを含みます。以下総称して「本ソフトウェア製品」といいます)をお使いになる前に、次の使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)をよくお読みください。

お客様は、ライセンス製品を複製、インストールまたは使用することによって、本契約のすべての条件に同意したものとみなされます。本契約の条件に同意戴けない場合は、お買い上げになった代理店あてに本ソフトウェア製品をご返却ください。お客様がすでに支払われた対価をご返却いたします。

ただし、ソフトウェア製品のアクティベーションコードが既に発行された後には、いかなる理由によっても返却をお受けできませんので予めご了承ください。

## 使用許諾契約書

株式会社ハイパーテック(以下「弊社」といいます)は、マイクロソフト社 Windows OS と TenAsys 社 INtime RTOS が稼働する PC 上で、弊社 CPD シリーズボードを制御するためのライセンス商品を販売しています。

本許諾書は、このソフトウェア製品に係るライセンスについて規定します。

なお本ソフトウェア製品は、本許諾書の記載内容にご同意できる場合のみご使用戴けます。

### 第1条 使用権の許諾

弊社は、お客様が所有するPC(お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件、自社製品開発物件および開発委託物件を含みます)において、本ソフトウェア製品を以下の条件および環境でご使用する権利(ライセンス)を許諾いたします。

1.1 本ソフトウェア製品は、INtimeがインストールされた1台のPC(Windows OS)とそれに実装された1枚以上の対象製品が実装された環境で、1つのライセンスが必要です。

ただしクロス開発環境においては、開発側PCとターゲットPCをリモート接続で使用する場合、ライセンスは対象製品を動かすターゲット側にのみ必要です。

1.2 本ソフトウェア製品購入後は認証番号ファイルを弊社に送付、弊社が発行するアクティベーションコードファイルを受け取ってコピーします。これにより本ソフトウェア製品のライセンスが有効になり、本ソフトウェアを使用したアプリケーション実行が可能となります。ただし実行以外の操作(プログラム編集、ビルドなど)にライセンスは不要です。

1.3 本ソフトウェア製品に含まれるデバイスドライバーまたはAPI関数を含むアプリケーションをディスクイメージあるいはフォルダー単位で他PCにコピーして使用できます。

ただしコピーされた側PCのINtimeライセンスがコピーした側と異なる場合は、新たな本ソフトウェア製品のライセンス購入と、アクティベーションコードファイルの発行依頼が必要です。

1.4 アクティベーションコードファイルの再発行はいかなる理由でもしません。

ただしINtimeがプリインストールされたPCで、INtimeライセンスの再発行が行われたものに関してはこの限りではありません。

本契約において明示的に許可している場合を除き、本ソフトウェア製品の全部または一部を使って複製、改変し、第三者に譲渡、または再許諾する事は禁止とします。これに違反した場合、本契約は自動的に解除されます。

## 第2条 著作権等

2.1 本ソフトウェア製品に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権は弊社へ帰属します。

2.2 お客様は、弊社の書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア製品を第三者へ賃貸、販売または譲渡できないものとします。

2.3 お客様は本ソフトウェア製品につき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル(以下、総称して「改造等」といいます)することはできないものとします。

ただしライブラリ関数、サンプルプログラムについては除きます。

## 第3条 契約の解除

本契約は終了または解除されるまで効力を有するものとします。

3-1 お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア製品を一切使用することができません。

3-2 お客様は、本ソフトウェア製品およびそのすべての複製物を破棄することにより本契約をいつでも終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

3-3 本契約が終了または解除された場合、お客様は本ソフトウェア製品およびそのすべての複製物を破棄しなければなりません。

#### 第4条 保証および責任の限定

4-1 弊社は、お客様が本ソフトウェア製品をお買い上げになった日から90日以内に限り、本ソフトウェア製品のメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無償交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。

4-2 弊社は、いかなる場合でも本ソフトウェア製品の使用または使用不能によって生じた損害については一切責任を負わないものとします。これは逸失利益、または偶発的、間接的損害について事前に損害の可能性を指摘していた場合、または第三者から損害補償を要求された場合でも同様です。

4-3 弊社は、本ソフトウェア製品の機能またはお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェア製品の物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。

4-4 弊社は、本ソフトウェア製品に瑕疵があった場合、瑕疵部分の修正および交換による対応を原則させて戴きます。瑕疵の内容によっては製品代金の返還で対応させて戴く場合があります。この場合、理由の如何を問わず弊社がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

4-5 保障及び責任の適用範囲は、日本国内に限定します。

#### 第5条 サポートサービス

5-1 弊社は、本ソフトウェア製品を購入されたお客様に対し、当該製品購入日から1年間を経過するまで本ソフトウェア製品に関するユーザーサポートを提供いたします。

5-2 ユーザーサポートの提供に関する弊社の義務は、本条5-1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、弊社は、以下のいずれかに該当するお客様に対してユーザーサポートを提供する義務を負わないものとします。

- (a) 正規に購入した製品をご使用ではないお客様
- (b) 製品をご購入戴いたお客様以外。ただしお客様から開発委託を受けた方を除きます。
- (c) 製品をご購入戴いてから1年以上経過しているお客様
- (d) 本ソフトウェア製品を、弊社が対応外とするオペレーティングシステム(日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます)またはリアルタイムOS上で使用しているお客様

## 第6条 安全な運用

- 6-1 お客様は、本ソフトウェア製品を使用するにあたり、安全に関する法各種令を順守し、常に最善の努力をもって、安全な運用を行うものとします。
- 6-2 本ソフトウェア製品は、一般的な民生用、産業用に使用されることを意図して設計されており、高度な信頼性が求められ、その故障または誤動作が直接人命に影響を与えたり、人体に危害を及ぼす恐れのある用途、あるいは社会的に甚大な損失を与える恐れのある用途(軍事、原子力、航空宇宙、航空交通管制、発電プラント、交通輸送運行管理、生命維持装置など)には 使用しないで下さい。
- 6-3 本ソフトウェア製品に添付されているサンプルプログラムは、API 関数の使い方を説明したもので、安全のための処理は含まれていません。したがって実際に機械等を動かす場合は、十分な安全対策とデバッグを行ってプログラムを作成して下さい。

## 第7条 一般条項

- 7-1 本契約は日本国法に準拠するものとします。
- 7-2 本契約に関連して、発生した一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審、専属的合意管轄裁判所とします。

本契約に関してご不明な点がございましたら弊社までお問い合わせ下さい。



株式会社 ハイバーテック  
東京都江東区新大橋 1-8-11  
三井生命新大橋ビル  
TEL 03-3846-3801  
FAX 03-3846-3773  
sales@hivertec.co.jp  
2014年03月26日  
2015/10/19 製品名称記載を変更